



第1 計画の概要

計画期間を見直し

1 目的

○本県における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守ること

2 位置付け

○耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて都道府県が策定する計画
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針

3 計画期間

○令和3年度～12年度（10年間）

4 主な対象建築物

○旧耐震基準（昭和56年6月以前）で建設された次の建築物（既存不適格建築物）
①住宅
②特定建築物（不特定多数が利用する用途で一定の規模以上の建築物）
③耐震診断義務付け対象建築物（大規模・防災拠点・避難路沿道建築物（7 ロック塀等を含む））



第2 建築物の耐震化に関する目標等

目標値を見直し

1 耐震化の現状 ～耐震性が不十分な県有建築物・公的賃貸住宅は概ね解消済み～

建築物の区分		総数（棟）	耐震化率（%）	備考
1	住宅	731,100戸	87.1（木造83.1、非木造99.7）	H30時点
2	特定建築物	6,803	85.8（公共96.5、民間72.4）	※学校、病院、庁舎等の所管省庁が目標を設定し進捗管理・公表
3	耐震診断義務付け対象建築物			
	①大規模建築物	112	79.5（公共91.4、民間48.4）	R3.9時点
	②防災拠点建築物	156	60.9（公共59.4、民間76.9）	同上
	③避難路沿道建築物	45	約30～40（R3.9調査時点）	※耐震診断結果報告期限：R3年末
4	県有建築物	1,441	99.6【概ね解消】	R3.4時点 ※残る棟は解体の方針
5	公的賃貸住宅	約19,000戸	98.9【概ね解消】	R2.8時点 ※県営住宅は解消済み

2 耐震化の目標

(1) 住宅 ～耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに概ね解消～

建築物の区分	前計画策定時	現況	中間目標値	最終目標値
	(H18年度)	(H30年)	(R7年度)	(R12年度)
住宅 (国の住宅・土地統計調査)	73.7% (H15調査)	87.1% (H30調査)	95%	概ね解消

(2) 耐震診断義務付け対象建築物 ～耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消～

建築物の区分	前計画策定時	現況	中間目標値	最終目標値
	(H18年度)	(R3年9月末)	(R7年度)	(R12年度)
①大規模建築物	—	79.5%	90%	概ね解消
②防災拠点建築物 (第3次指定分を除く)	—	60.9%	90%	概ね解消
③避難路沿道建築物 ※ (耐震診断結果の報告期限：R3年末)	—	約30～40%	約60～70%	概ね解消

※現況の耐震化率は、令和3年9月末時点で把握したものであり、すべての耐震診断結果の報告を受け確定する。中間目標値は、対象建築物の耐震診断結果及び改修計画の報告を踏まえ、耐震化の進捗等を検証した上で確定する。

第3 建築物の耐震化を促進する施策（主な内容）

実施施策を追加

1 耐震化の支援制度

○市町村等と連携し、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等に対する補助事業を実施



（耐震診断の事例）



（耐震改修の事例）



（耐震改修前）



（耐震改修後）

<木造住宅の耐震診断・耐震改修（建替を含む）>

<大規模な建築物の耐震改修>

2 耐震化の環境整備

○関係団体等と連携し、各種相談へのきめ細かな対応と効果的な普及・啓発活動を展開



<住宅相談会>



<展示パネルによる普及・啓発>



<事業者向け講習会>



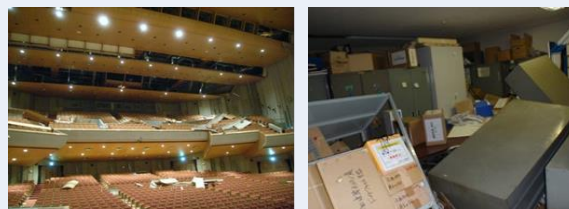
<耐震出前講座>

第4 建築物の減災化を促進する施策（主な内容）

実施施策を追加

1 減災化の基本的対策

○天井、外壁、屋根瓦など建築材料の落下防止や設備機器・家具等の転倒防止など減災化を促進



<天井の落下や家具転倒の状況>

2 ブロック塀等の耐震対策

○ブロック塀等の倒壊による死亡事故の発生事例等を踏まえ、点検及び改修や除却等の耐震対策を促進



<コンクリートブロック塀や石塀の倒壊状況>

3 土砂災害被害の軽減対策

○危険ながけ地等からの住宅の移転を促進し、地震による土砂災害の被害を未然に防止
○造成宅地等の点検を計画的に実施し、現場の状況等を踏まえた必要な安全対策を促進

第5 建築物の耐震化等に関するその他の取組（主な内容）

必要な措置を更新

1 市町村との連携

○市町村は、県の計画を踏まえて「市町村耐震改修促進計画」を策定し、県と一体となって住宅・建築物の耐震化を促進

2 関係団体等との連携

○県・市町村は、建築関係団体等と連携し必要な取組を推進

